

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月27日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530153

研究課題名（和文） グローバルな規範的概念の形成過程——保護責任、移行期正義、人間の安全保障の比較

研究課題名（英文） How are Normative Ideas Created Globally?: Comparison of Responsibility to Protect, Transitional Justice and Human Security

研究代表者

栗栖 薫子（KURUSU KAORU）

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00294968

研究成果の概要（和文）：本課題では、グローバルな「規範的概念」の形成と普及において、どのような国際プロセス、国内プロセス、また双方の相互作用が見られるのか等を、一次資料の分析と関係者への広範な聞き取りを通じて明らかにした。保護責任、移行期正義、人間の安全保障の事例から、グローバルな規範的概念の形成と普及においては、国境を越えたレベルだけでなく、国内レベルとの相互作用を組み込んだモデルが一定の説明力を持つ可能性がある。

研究成果の概要（英文）：This research studied the processes of creation and dissemination of global ‘normative ideas’ especially by shedding light on interactions of international and domestic levels. The study is based on primary sources including interviews with those who participated in such norm making/ diffusion processes. Detailed case studies on responsibility to protect, transitional justice and human security demonstrated that to build a model with explanatory power we have to pay attention not only to a transnational level as previous researches have emphasized but also to interactive processes of both levels.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2011年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：規範、アイデア、移行期正義、人間の安全保障

### 1. 研究開始当初の背景

今日のグローバル政治において、国家だけではなく人々や社会という観点から安全保障が捉えられるようになってきている。安全保障を国家単位ではなく、一人ひとりの人間のレ

ベルでとらえ直す「人間の安全保障」、当該国家が自国民を保護できない場合に国際社会が関与するという考え方である「保護する責任」の登場、紛争後社会の平和構築において国家の再建や経済復興だけでなく、社会に

おける和解を追求する動きとしての「移行期正義」などが挙げられる。こうした国際的な潮流の背景には、グローバルな「規範的アイディア」の登場があり、それを受容したアクターによる普及活動がある。

グローバルな規範的アイディアの形成についての研究は、国内外をみても非常にまれである。確かに、社会学における伝播 (diffusion) 研究の影響を受けた初期のコンストラクティビズム研究者は、国際機関や国際 NGO が、特定の国際的な規範を教授することによって、諸国家がいかにかそれを受け入れ、規範が広まっていく「普及」過程に着目した (Martha Finnemore, *National Interests in International Society*, 1996)。その後のコンストラクティビズム研究は、国内で特定の規範が受容されるプロセスを、NGO などによる説得、制裁などの圧力、受け手側の合理性といったいくつかの仮説に基づいて説明した (Thomas Risse et. al., *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change*, 1999 他)。

しかし、これらの研究に共通するのは、伝播し受け入れられる「規範」は所与であり、その内容がいかにか形成されたのかは不問とされている点である。唯一の例外は、Ramesh Thakur et. al. eds., *International Commissions and Power of Ideas*, 2005 であり、国際独立委員会に焦点をあてて、いかにか国際的政策アイディアが形成されてきたのかを実証的に論じている。

申請者は科学研究費基盤研究 (C) 「人間の安全保障規範の形成と伝播についての研究—北米、ヨーロッパ、アジアの比較」(2006—2009年)において、人間の安全保障という規範的アイディアがいかにか形成され伝播したのかを研究した。規範の地域的な受容の多様性—選択的受容、拒絶など—を重点的に分

析し、新しい視点を導入した。その過程で、「規範的アイディア」形成に関する既存の研究が欠落していることに思い当たった。

## 2. 研究の目的

本研究は、規範的アイディアの形成という新しい実証研究に取り組むものであるため、検証すべき既存のモデルは存在しない。むしろ事例研究を通じて、コンテキスト・バウンドな限定的モデルを構築することを企図している。いわゆる新しい安全保障の課題であるという意味で共通性のある3つの事例—保護する責任、移行期正義、人間の安全保障—を研究対象に選択し、これらの事例研究を通じて以下の研究の問いを明らかにした。

第一に、規範的アイディアを生み出すアクターは何か。異なるアクターが関与する場合には、どのような役割の相違があるのか。規範的アイディアを生み出すアクターには、国際的な独立委員会だけでなく、NGO、シンクタンク、政府関係者なども想定される。

第二に、起業家たちのアイディアが、実際に影響力を持つにはどのような条件が必要か。

第三に、規範的アイディアの形成・発展には、どのような国内プロセス、国際プロセス、また双方の相互作用がみられるのか。規範的アイディアは、国際委員会などによって直接提示されるだけとは限らない。国内的な価値や政治を反映させた別のアクターによって提示され、国際的な規範的アイディアとして再構成されることもある。このような相互作用のなかで、アイディアが変化し、再構成される可能性についても着目した。

## 3. 研究の方法

以上の問いを明らかにするために、冷戦終結後の時代になって登場した、人道問題と安全保障とが交差する新たな分野における規

範的概念（その意味で背景に共通性がある）——人間の安全保障、移行期正義、保護する責任——を事例としてとりあげた。

研究手法としては、第一に、プロセスに係る一次資料の収集を進めると同時に、第二に、公表された一次資料には限りがあるため、立案にかかわった規範「起業家」への広範なインタビュー調査を行った。人間の安全保障と保護する責任については、研究代表者である栗栖が分析を行い、移行期正義については研究協力者が、博士論文の研究を遂行する過程で研究協力を行った。

#### 4. 研究成果

##### (1) プロジェクトの進展経緯

本プロジェクトの研究は以下のように進展した。本研究は、新しい国際政治上の現象について、かつ詳細なプロセスについてのデータを必要としている。事例研究のデータ収集のために、国連事務局、国際委員会関係者、国連人道問題調整事務所、日本政府国連代表部などを海外（ニューヨークなど）に訪問し、人間の安全保障概念の形成過程、保護する責任の形成過程、ならびに国連総会における決議の採択プロセスについての聞き取り調査を行った。

また国内においては、東ティモールで治安・安全保障部門改革を統括した国連職員を招聘し、移行期正義に関するセミナーを開催した。さらに、保護する責任に関して、シンガポールのナンヤン工科大学ならびに国際協力機構（JICA）主催による保護する責任に関するワークショップに参加し意見交換を行った。

##### (2) 研究結果

研究の目的に掲げた、規範的概念形成にかかわるアクターについての、第一の問いにつ

いては、以下の点が重要であった。人間の安全保障の場合には、日本の場合には政府の政策ブレーンの役割、カナダ政府の場合には外務大臣と有識者、そして双方に共通して有識者による国際委員会（介入と国家主権に関する国際委員会、人間の安全保障委員会）の影響があった。移行期正義の場合には規範的概念の創出というよりは、普及とその過程における規範の再構築という意味で、「移行期正義国際センター（ICTJ）」などトランスナショナルなアクターの影響が大きかった。

関連して、第二の問い、すなわちアクターたちの活動が機能する先行条件についてである。人間の安全保障や保護する責任については、対外政策上の新しい政策目的を志向するよう国内的また国際的な環境変化（政権交代、国際委員会を支援する政府にとって、グローバルな指導力の発揮、新しい国際的ポジションの模索など）があった。移行期正義の場合には、特定の政府によって規範的概念の形成と普及が図られたというよりは、トランスナショナルな専門家コミュニティの役割が大きいことが分かった（研究協力者による説明）。

最後の問い、すなわち規範的概念の形成と普及をめぐる異なるレベル（トランスナショナル、国際、国内）の相互作用については、これら3事例すべてにおいて観察された。保護する責任の場合にも、人間の安全保障の場合にも、国連や地域組織における普及の過程において、同時に、概念の再構築が行われた。また移行期正義の概念形成と普及においても、国境を越えた、専門的知識と経験を共有するコミュニティの活動ならびに受け入れ国の政治エリートを通じて、特定地域で登場した移行期正義の規範が他の地域にも普及していった。これらにおいて、ローカルな慣行や規範の影響を受けて、グローバルな規範

の側にも変化が見られた。

これらの事例から結論づけられるのは、特に、人間の安全保障と保護する責任の場合には、一定の厳密な定義にもとづく規範化を志向するアクターも存在したものの、地域や国・社会の実情に適合するように微調整がなされながら、常に規範が変化してきたという点である。人間の安全保障の規範形成において、日本は主要な役割を果たし、2000年代初頭には国際委員会の設置に貢献した。その後、メキシコらとの非公式連合が形成され、加盟国の多くを巻き込んで規範の普及が図られた。特徴的なのは、途上国を含む加盟国が国内的な既存の規範や実行と適合的な概念解釈を行ったことであり、その内容が国際的な規範普及の過程においてさらに同概念に影響を及ぼしていったというスパイラルの過程である。移行期正義の場合には、もとより共通規範化を目指すというよりも、各国の状況に即した運用がなされている。

これは特定の規範がいったん形成されると規範起業家によってそのまま普及されるという、従来の構成主義モデルとは異なる結果であった。こうして、条約などに見られる法的な（ハードな）規範とは異なり、ソフトな規範形成の過程において、規範的な概念は生成以後も常に変化するという最新の仮説を裏付けるものである（M. Krook and J. True, “Rethinking the Life Cycles of International Norms: The United Nations and the Global Promotion of Gender Equality,” *European Journal of International Relations*, 18-1, 2012）。

### (3) 成果の公表

人間の安全保障に関する規範的アイデアを生み出し編纂したアクター（特に日本）

に焦点をあてた論文を、オーストラリア国立大学の国際会議において提出した。さらに発展させた内容を、中国の Fudan 大学での国際会議において報告し、その後、査読を経て、英文ジャーナル *Asia Pacific Review* に掲載した。さらに、*New Approaches to Human Security in the Asia Pacific* (Bill Tow 他編、共著書、2013) において、同様の内容を公刊した。これらの日本を題材とした、外交資料・聞き取り調査に基づく実証的な研究成果は、これまでに国内外でもほとんど行われておらず、規範的アイデアの形成や発展を理解するうえで貴重な視座を提供しているといえる。保護する概念の形成と普及過程との対比を解明した部分については、『国際問題』誌において公表した。

また国際学会（ISA、モントリオール）において、グローバルな規範の形成と伝播に関して、多国間フォーラムとしての国連総会がいかにか機能したのかを解明した研究論文を発表した。この成果の一部は『コンストラクティビズムの国際関係論』（大矢根聡編、共著書、2013）において公表した。

研究協力者クロス京子は移行期正義概念の生成と普及におけるトランスナショナルな専門家コミュニティについての研究を進め、日本国際政治学会による『国際政治』（171号 2012年）などに掲載された。

具体的な公表内容は下記の通りである。

### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

① 栗栖薫子 「書評 福島安紀子著『人間の安全保障—グローバル化する多様な脅威と政策フレームワーク』」『国連研究』13号、2012年、238-242頁。【査読なし】

②栗栖薫子「書評 足立研幾著『レジーム間相互作用とグローバル・ガバナンス—通常兵器ガバナンスの発展と変容』『国際政治』164号、2011年、162-165頁。【査読なし】

③栗栖薫子「現段階の人間の安全保障」『国際問題』2011年7-8月号、5-14頁。【査読なし】

④KURUSU Kaoru, “Japan as an Active Agent for Global Norms: The Political Dynamism behind the Acceptance and Promotion of Human Security,” *Asia Pacific Review*, 18-2, 2011, 115-137. 【査読あり】  
10.1080/13439006.2011.630854

[学会発表] (計3件)

①KURUSU Kaoru, “Japan as an Active Agent for Global Norms: The Political Dynamism behind the Acceptance and Promotion of Human Security,” *New Approaches to Human Security in Asia*, Hosted by the Australian National University and Fudan University, September 19, 2011 at Fudan University, China.

②MIRURA Satoshi and KURUSU Kaoru, “Why Do Companies Join the United Nations Global Compact? The Case of Japanese Signatories,” presented at Conference on Corporate Responsibility in a Globalizing World, Tokyo, July 11-12, 2012.

③KURUSU Kaoru, “Japan as an Active Agent for a Human Security Norm: From an Initial Recipient to a Norm Entrepreneur,”

*International Studies Association*, March 16, 2011, Montreal, Canada.

【査読有り】

[図書] (計3件)

①KURUSU Kaoru, “In Search of a More Proactive International Role: the Political Dynamism behind Human Security in Japan,” Bill Tow et.al., eds., *New Approaches to Human Security in Asia*, Ashgate, 2013, pp.189-215.

②栗栖薫子「安全保障——多国間フォーラムにおける概念の普及過程」大矢根聡編『コンストラクティビズムの国際関係』有斐閣、2013年、29-52頁。

③クロス京子・栗栖薫子『『新しい戦争』と『人間の安全保障』—アフガニスタン復興支援』箕原俊洋編『「戦争」で読む日米関係100年—日露戦争から対テロ戦争まで』朝日選書、2012年、268-289頁。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

栗栖 薫子 (KURUSU KAORU)

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00294968

### (2) 研究分担者 ( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者 ( )

研究者番号：

### ■ 研究協力者

クロス京子 (CROSS KYOKO)

神戸大学・大学院法学研究科・  
博士後期課程